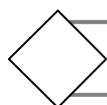


1 自立的に生きる力を培い、創造性を伸ばす教育に取り組みます

(6) ひょうごユニバーサル社会づくりの理念に基づく特別支援教育の充実



特別支援教育の総合的な施策の展開

[今後の方向と目標]

幼児児童生徒の障害の重度・重複化、多様化への対応や、LD、ADHD等を含めた障害のある子どもたちに対する支援、高等部進学者の増加への対応など、特別支援教育の充実が求められている。

このため、通常の学級に在籍するLD、ADHD等を含めた障害のある子どもたちのライフサイクルを見通して、持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、一人一人の教育的ニーズを踏まえ、幼稚園から高等学校までを通じて校内の支援体制を整備し、きめ細かい適切な教育的支援を行う。

また、特別支援学校については、施設・設備や教員の専門性を生かし、地域の特別支援教育のセンター的機能を発揮する。

また、「兵庫県特別支援教育推進計画」に基づき、学校規模・学校配置の適正化や後期中等教育の充実など、県立特別支援学校の整備推進に取り組む。

特に、以下の事項を、取組に関することをはじめとした具体的な目標とする。

県立特別支援学校の再編・整備（平成19～23年度）

取組プログラム100：県立特別支援学校の再編に向けた芦屋特別支援学校開校及び阪神地域新設高等特別支援学校の整備推進
校内外委員会の設置

.....100%（平成23年度：全公立の幼稚園、小・中・高等学校及び特別支援学校）

公立特別支援教育コーディネーターの指名.....100%（平成23年度：同上）

公立特別支援学校での該当免許状保有率.....100%（平成23年度）

公立特別支援学校が行う定期的巡回相談.....3,000件（平成23年度）

YU・らいふ・サポート事業.....全県立特別支援学校を対象（再掲）

障害児の自然体験活動推進事業.....全公立の小・中学部を設置する特別支援学校を対象
（再掲）

発達障害者支援センター・ランチの設置.....5カ所（平成23年度）

取組プログラム100：発達障害者支援センター及びランチの整備6箇所による全県展開
（平成23年度まで）

[施策の取組]

「兵庫県特別支援教育推進計画」に基づき、県立特別支援学校を、特定の障害種別に対応する特別支援学校と、複数の障害種別に対応する特別支援学校として再編・整備する。

特別支援学校の、地域における特別支援教育のセンター的機能の充実を図るため、特別支援学校教員が派遣相談員として地域の学校において相談に対応するなど、地域支援体制の一翼を担っていく。

LD・ADHD・高機能自閉症等を含め、障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに

応じた適切な教育的支援を行うため、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した地域支援システムの構築をめざして、各学校園ですべての教職員を対象とした研修等を実施する。

私立幼稚園において、一人一人に対応したきめ細かな特別支援教育が実施できるよう、特別支援教育実施園への補助やアドバイザーの派遣を行う。

発達障害者支援センターにおける市町職員研修会の開催、発達障害者支援シンポジウムの開催など、発達障害児（者）の支援体制の充実を図る。

[これまでの主な取組]

障害の多様化等に対応した指導体制充実事業

特別支援学校に専門的知識・技能を有する者や特別支援教育において豊かな指導経験を有する者など幅広い人材を非常勤の講師として配置し、障害の多様化に対応した指導を充実させるとともに教員の専門性をより一層高め、指導体制の充実とその活性化を図る。

特別支援学校医療的サポート推進事業

医療的ケアを必要とする児童生徒が在籍する学校に、看護師を非常勤の講師として配置し、より安全・安心な教育環境を整え、自立と社会参加の基盤の形成に資する。

YU・らいふ・サポート事業（再掲 p.21）

障害児の自然体験活動推進事業

自然とのふれあいや集団活動などの経験を通して、自立をめざした知識、技能、態度及び習慣を身に付けるとともに、豊かな心情や社会性を養う。

学校生活支援教員配置事業

小学校等の通常の学級に在籍するLD、ADHD等の児童が、安定した学校生活や集団活動が行えるよう、すべての市町教育委員会の「支援地域拠点校」に「学校生活支援教員（LD等通級指導教室担当教員）」を配置し、該当児童の支援体制の在り方についての実践的研究を行う。

スクールアシスタント配置事業

小学校の通常の学級に在籍する児童のうち、ADHD等による多動性や衝動性が顕著で、行動面で著しい困難を示す児童等が在籍する学校へ配置し、学校・学級運営の支援を行う。

LD、ADHD等に関する相談・支援事業

特別支援教育における校園内支援体制の整備の推進を図るため、高度な専門性を有する内容について電話・面接相談を実施する「ひょうご学習障害相談室」の設置、学校への支援のため教育・医療・心理関係者からなる「ひょうご専門家チーム」の派遣を行う。

兵庫県特別支援教育推進計画の推進

障害のある幼児児童生徒のライフサイクルを見通し、持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、一人一人の教育的ニーズを把握し、きめ細かく適切な教育的支援を行うとことを基本理念とする特別支援教育を推進するため、平成19年度から23年度まで5か年の計画を策定した。

県立特別支援教育センターの運営

教育上特別の支援を必要とする障害のある幼児児童生徒に対する教育（「特別支援教育」）の推進を図るため、県立特別支援教育センターを置き、教育相談、教職員の研修、調査研究、広報啓発等を行う。

特別支援教育に係る教員長期研修派遣事業

特別支援教育に携わる公立学校教員を1年間国立大学法人等に派遣し、特別支援教育に関する専門的知識及び技術を習得させ、その資質の向上と指導力の充実を図り、県内の特別支援教育の充実に資する。

特別支援教育総合推進事業（～H21：発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業）

文部科学省の委託を受け、発達障害を含むすべての障害のある幼児児童生徒の支援のため、地域・学校の体制整備、外部専門家の巡回・派遣等、学校（幼稚園、小・中・高等学校及び特別支援学校）の特別支援教育を総合的に推進するための調査研究を行う。

特別支援教育コーディネーター研修

各学校園における指導的役割を担う教員、市町教育委員会の担当者等を対象に研修会を開催し、計画的に特別支援教育コーディネーターの養成を行い、特別支援教育の体制の整備を図る。

1 自立的に生きる力を培い、創造性を伸ばす教育に取り組みます

県立特別支援学校芝生化（H21～）

環境対策や教育上の効果等の観点から、地域と連携した手法による特別支援学校運動場芝生化を計画的に実施する。

高等学校への特別支援学校分教室設置調査研究事業（H22～）

県立高等学校の余裕教室を活用した県立特別支援学校分教室設置に向けた交流及び共同学習についての調査研究を実施する。

特別支援学校の障害児地域相談機能等充実事業（H22）

特別支援学校のセンター的機能を活用し、地域における相談支援体制や関係機関との連携を充実させるための基盤づくりを行うとともに、県立特別支援教育センター及び県立特別支援学校の施設・設備の充実を図る。

私立幼稚園特別支援教育推進事業

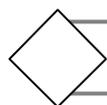
障害のある園児に対して、その障害の状態に応じて十分な教育を受けられるようにするため、各私立幼稚園で取り組む特別支援教育に対して支援を行う。

発達障害者支援センターの運営

発達障害者支援センター・ランチにおいて、発達障害児（者）への専門相談・発達支援を行うとともに、市町職員研修会やシンポジウムの開催等を通じて支援体制の充実を図る。

（センター）高砂

（ランチ）加西・芦屋・豊岡・宝塚



障害児の自立を支える取組の推進

[今後の方向と目標]

ひょうごユニバーサル社会づくりの理念を踏まえ、だれもが自立した日常生活または社会生活を営むことができ、持てる力を発揮して働くこと、働く喜びが享受できることなど、主体的に参加、参画できる社会づくりが求められている。

障害者雇用施策等が強化されたことを受け、学校と福祉、労働等がこれまで以上に連携を深め、適切な役割分担のもと関係機関と一体となった移行支援を行うため、特別支援学校においても、早期からの一貫性、系統性のある職業教育の改善及び就労支援体制を整備・充実することにより、障害のある生徒の雇用の拡大を図る。

特に、以下の事項を、取組に関することをはじめとした具体的な目標とする。

県立特別支援学校における就労体験活動の実施（「はばたきサポート」(後期中等教育の充実事業)）……高等部を設置する全県立特別支援学校を対象（再掲）

県立特別支援学校高等部生徒の現場実習受入事業所数……300事業所（平成23年度）

[施策の取組]

障害のある生徒の卒業後の自立や社会参加を支援するため、特別支援学校後期中等教育の調査研究を行い、一人一人のニーズに応じた多様な進路選択が可能となるよう職業教育の充実を図る。

県内の専門学科を設置する高等学校の余裕教室や施設等を活用して、障害のある生徒と障害のない生徒との交流及び共同学習を実施し、相互理解を図るとともに、就労を見据えた職業教育の一層の充実を図る。

特別支援学校では、労働、福祉等の関係機関と連携して障害者雇用施策（職業評価、委託訓練事業、障害者トライアル・デイ等）などをより一層活用し、就労機会の充実を図る。

特別支援学校では、福祉・労働等の関係機関と連携して「個別移行支援計画」を作成し、卒業後、一人一人が自立して社会参加できるよう支援の充実を図る。

職場適応訓練実習の場を増やすために、企業の職場実習受入を促進するとともに、県が率先して障害者の職場実習等を行う。

就労斡旋のために企業の障害者雇用への理解を進めるとともに、一般就労支援の機能を高めるために、企業への啓発や就業・生活支援センター等の拡充により求職登録等の就労斡旋への誘導や支援を行う。

就労が継続するよう職場定着支援を強化するために、就職後一定期間の職場訪問等によるフォロー体制を整備する。

1 自立的に生きる力を培い、創造性を伸ばす教育に取り組めます

[これまでの主な取組]

後期中等教育の充実事業（はばたきサポート）（～H21）（再掲 p.16）

高等学校への特別支援学校分教室設置調査研究事業（H22～）（再掲 p.32）

総合リハ能力開発施設による特別支援学校高等部在学生の職業訓練、職業能力評価

一般就労を希望する高等部2・3年生を対象に、1週間程度の職業能力評価を実施し、特別支援学校における職業教育や進路指導資料として活用するとともに、保護者に対する専門的アドバイスを実施する。

知的・精神障害者の短期雇用事業

一般就労へのステップとして、職業人としての知識の習得や職業能力の向上を図るため、知的障害者を県のアルバイト職員として6か月間雇用する。

障害者インターンシップ事業

インターンシップを希望する障害者に、民間企業等での研修を実施し、NPO法人兵庫セルブセンターに配置するコーディネーター等の支援により、一般就労への移行を促進する。